

# JIS

## 繊維製品の混用率試験方法一 第2部：繊維混用率

JIS L 1030-2 : 2012

(JTETC/JSA)

平成 24 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 川 昭二郎	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	會 川 義 寛	お茶の水女子大学
	赤 松 幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	石 川 麗 子	財団法人日本消費者協会
	大 熊 志津江	文化学園大学
	金 丸 淳 子	財団法人共用品推進機構
	河 内 憲 治	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	河 村 拓	合同会社西友
	河 村 真紀子	主婦連合会
	櫻 橋 晴 雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	滝 田 章	社団法人消費者関連専門家会議
	中 里 憲 司	社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	中 村 有 作	財団法人製品安全協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	秦 義 一	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	畠 山 孝	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	久 松 富 雄	財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 10.8.20 改正：平成 24.3.21

官 報 公 示：平成 24.3.21

原 案 作 成 者：社団法人繊維評価技術協議会

(〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 12-9 滋賀ビル TEL 03-3639-5084)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	3
3 用語及び定義	3
4 試験の種類	5
5 解じよ法	6
5.1 適用	6
5.2 一般	6
5.3 試験場所	6
5.4 装置及び器具	6
5.5 試薬	7
5.6 試料の採取	7
5.7 試料の前処理	7
5.8 操作	8
5.9 計算	8
5.10 確認	10
6 溶解法	10
6.1 共通事項	10
6.2 操作方法	16
7 顕微鏡法	50
7.1 適用	50
7.2 試験条件	50
7.3 装置	50
7.4 試薬	52
7.5 試料の採取	52
7.6 試料の前処理	52
7.7 試験方法	52
7.8 計算	54
7.9 確認	55
8 試験報告書	55
附属書 A (規定) 窒素成分分析法	61
附属書 B (規定) 加熱法	64
附属書 C (規定) 3 種類の繊維混用率 (個別溶解法)	66
附属書 CA (参考) 3 種類の繊維混用品の組成百分率計算の例 (C.2.8.1 の方式 1)	73
附属書 CB (参考) 2 種類の繊維混用品の溶解法を用いて分析できる代表的な 3 種類の繊維混用品	75

	ページ
附属書 D (参考) 非繊維物質の除去方法.....	109
附属書 E (参考) 熱抽出装置 .....	115
附属書 F (参考) 試料の採取及び準備の手順 .....	116
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表 .....	118
解 説.....	128

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人繊維評価技術協議会（JTETC）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS L 1030-2:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS L 1030** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS L 1030-1** 第 1 部：繊維鑑別

**JIS L 1030-2** 第 2 部：繊維混用率

白 紙

## 繊維製品の混用率試験方法—第2部：繊維混用率

### Testing methods for quantitative analysis of fibre mixtures of textiles— Part 2: Testing methods for quantitative analysis of fibre mixtures

#### 序文

この規格は、2006年に第1版として発行された ISO 1833-1, ISO 1833-2, ISO 1833-3, ISO 1833-4, ISO 1833-5, ISO 1833-7, ISO 1833-8, ISO 1833-9, ISO 1833-10, ISO 1833-11, ISO 1833-12, ISO 1833-13, ISO 1833-14, ISO 1833-15, ISO 1833-16, ISO 1833-17, ISO 1833-18, ISO 1833-19 及び ISO 1833-21, 2007年に第1版として発行された ISO 1833-6 及び ISO 17751, 2009年に第1版として発行された ISO 1833-20 並びに 2010年に第1版として発行された ISO 1833-24 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

#### 1 適用範囲

この規格は、繊維製品中に混用されている繊維の混用率を求める試験方法として、解じよ法、溶解法及び顕微鏡法の3種類の試験方法について規定する。この規格はこれらの試験方法を適用する前に繊維製品中に混用されている繊維の全てを鑑別する必要がある。繊維鑑別は、**JIS L 1030-1** に規定している。

解じよ法が適用できる繊維製品については、通常、解じよ法を用いる。解じよ法が適用できない繊維製品には溶解法を用いる。解じよ法及び溶解法のいずれの試験方法も適用できない繊維製品には、顕微鏡法を用いる。

**警告** この規格は、事前に適切な注意が払われない場合、健康を害するおそれのある物質<sup>1)</sup>及び/又は方法を規定しており、技術的に適切・妥当であることだけに言及するものである。この規格を使用する者は、いかなる場合でも、健康及び安全に関する法的な義務を免れない。この規格は、薬品の取り扱いの資格及び/又は知識・経験のある者が操作することを想定している。

**注<sup>1)</sup>** 健康を害するおそれのある物質については、化学物質などの安全データシート (SDS) に詳しい情報が記載されている。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 1833-1:2006**, Textiles—Quantitative chemical analysis—Part 1: General principles of testing

**ISO 1833-2:2006**, Textiles—Quantitative chemical analysis—Part 2: Ternary fibre mixtures

**ISO 1833-3:2006**, Textiles—Quantitative chemical analysis—Part 3: Mixtures of acetate and certain other fibres (method using acetone)

**ISO 1833-4:2006**, Textiles—Quantitative chemical analysis—Part 4: Mixtures of certain protein and certain other fibres (method using hypochlorite)